中間検査に関するよくある質問

○手続きに関すること

No	質問	回答	中間検査指針 参考ページ
1	中間検査の予約はどのようにしたらいいですか。	電話で検査予約を受け付けています。現場に出ることができない日もありますので、２週間程度前に日程の調整をお願いします。 問合せ先：建築審査課　構造・設備担当 TEL　044-200-3019	
2	中間検査の申請時期・申請方法を教えてください。	検査申請は特定工程に係る工事完了日から４日以内に申請が必要です。 提出書類については、右の参考ページを御確認いただき、提出をお願いいたします。 ※検査について、建築基準法上、検査申請日から４日以内に検査が必要になりますので、あらかじめ検査日の予約をお願いします。 問合せ先：建築審査課　構造・設備担当 TEL　044-200-3019	P8～P9

○検査対象に関すること

No	質問	回答	中間検査指針 参考ページ
3	中間検査の対象になる建築物を教えてください。	次のいずれかに該当するものが中間検査の対象になります。 （１）建築基準法第７条の３第１項第１号 階数が３以上である共同住宅で２階の床及びはりに鉄筋を配置する工程があるもの （２）建築基準法第７条の３第１項第２号 川崎市告示第３１３号の表にかかげるもの	P29～P49
4	工区を分けて施工しますが、中間検査対象は最初の工程のみですか。	工区分けを行った場合、全ての特定工程に係る部分で中間検査が必要となります。 なお、中間検査合格証が交付された工区については特定工程後の工程に進むことができます。	P44～P45

No	質問	回答	中間検査指針 参考ページ
5	地階 RC 造+１階が木造の一戸建て住宅は中間検査の対象になりますか。 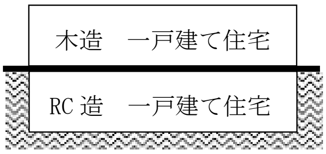 	「階数が２以上」の階数とは地階も含みます。 そのため、今回の計画の場合、階数が２以上の一戸建て住宅となり、主要な構造形式が木造の場合は、中間検査告示の表より、中間検査の対象となります。	P35
6	２以上の構造を併用した建築物について、中間検査告示の判断方法を教えてください。	併用構造の場合は、主要な構造形式を確認し、対象となる構造であるかどうかで判断します。 〇併用構造の判断方法 ・最大の床面積を占める構造が何になるか。 　木造　　⇒主要構造形式は木造 　木造以外⇒１階の最大の床面積を占めるもの ※木造部分の床面積とその他の構造部分の床面積の合計が同一の場合はその他の構造を主要構造形式とします。	P41～P42
7	RC 造３階建ての建築物で、共同住宅と店舗の複合用途になりますが、中間検査の対象となりますか。 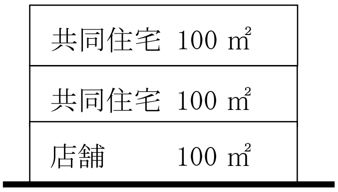 	共同住宅一部店舗など、共同住宅を一部でも含んでいれば共同住宅と考えます。 左記の図の場合、階数が３以上の共同住宅となり、２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工程がある場合は中間検査の対象になります。	P49
8	飲食店と診療所の複合用途の場合、中間検査の対象になりますか。 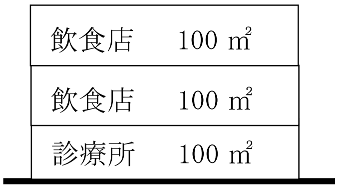 	１の建築物で複合用途の建築物については、その用途に供する建築物の部分ごとに対象規模となるかどうかの判断を行います。 左記の図の場合 診療所：床面積 300 ㎡未満⇒中間検査対象外 飲食店：床面積合計が 200 ㎡以上⇒中間検査対象 以上により、中間検査対象建築物となり、主要な構造形式に応じた特定工程終了後に中間検査が必要になります。	P39

No	質問	回答	中間検査指針 参考ページ
9	基礎工事の中間検査はありますか。	基礎工事での中間検査はありません。 中間検査時又は特定工程が無い場合は完了検査時に、配筋写真や各種試験結果を確認します。 なお、法第６条第１項第三号建築物で検査の特例の適用を受けるものについては、中間検査申請時に基礎の配筋写真の提出が必要です。	
10	木造の「屋根工事の工程」とは屋根板を張った時でしょうか。	施工された構造耐力上主要な部材（軸組・耐力壁、金物等）が目視できる時を想定しており、一般的な施工手順として、内装・外装工事を始める前に主要な部材が目視できる状態で最後に行う屋根板の施工後を指しています。	
11	鉄骨工事の特定工程「１階を含む鉄骨建方の工程」とはどのような工程ですか。	最初に行った鉄骨建方工事の部分までを中間検査対象対象部分としています。 例えば、最初の建方で４階床まで建方工事を行う場合は、１階～４階床までが中間検査対象となります。 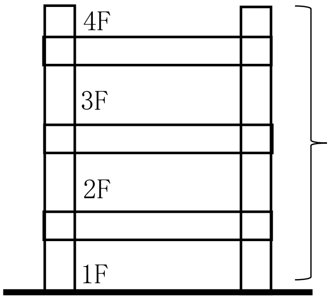 一度の建方工事で４階床まで建方を行う。 ↓ １階から４階床まで中間検査の対象	P45
12	鉄骨造の検査時は、ボルト本締め、デッキプレートの敷設は必要でしょうか。	１階を含む１節の建方完了時としており、継手・仕口部分の検査も行うため、ボルトの本締めが必要になります。 デッキプレートについては、スタッドボルトや溶接状況の確認を行うため、敷設されていることが望ましいですが、工程上難しい場合は事前に協議しておくことが望ましいと考えられます。	P45